

## 内之浦町老人保健福祉計画

### 及び介護保険事業計画抜粋

# 老人保健福祉計画の基本理念

## 及び政策目標と重点課題

### (1) 基本理念

「高齢者が生きるまちづくり」を基本理念に、過疎化、高齢化の進む本町において「できる限り、自分の家で最期まで過ごしたい」、また「いざとなったら最期を健やかにまっとうできる施設サービスを受けたい」という住民の願いを支えていくために、元気高齢者から要支援・要介護者の各状況に応じて、本人の意思に基づいた保健福祉医療サービスを限り有る資源の中で最大限に活用し、共に支え合う地域社会の実現を図ります。

### (2) 政策目標

基本理念を踏まえ内之浦町総合計画と調和を保ちつつ、下記の2点を政策目標としていきます。また、政策目標を評価する視点として数値目標等をおきます。

#### ① 高齢者が元気に活躍できる地域社会の形成

当町は管内でも要介護認定者率が最も低く元気高齢者が多いといわれています。また、第1次産業が主産業であるためか就業状況も高くなっています。しかし、地域の介護力は核家族過疎化が進むとともにマンパワーが少ないため脆弱であり、後期高齢者が増加することが見込まれる今後においては一層元気高齢者づくりが重要になってきます。

評価の視点(数値目標等)

- ・ 要介護認定者率を現状維持する(12%)
- ・ 社会活動に参加している人の割合を23%から30%にする
- ・ 前期高齢者の就業している人の割合を現状維持する(55%)
- ・ シルバー人材センターの設置。

#### ② 心身ともに健康に暮らせる社会環境の整備

当町の要介護認定新規申請者状況を見ると、申請に至る第1疾患は脳卒中・痴呆であり医療体制の厳しい当町では心身ともに暮らせる社会

環境の整備は不可欠です。また、高齢者世帯が多く地域の見守りを含めた取り組みが重要になります。

評価の視点（数値目標等）

- ・ 高血圧疾患者の脳血管疾患への移行を予防し、要介護状態になる人を40%から20%に、痴呆で要介護状態になる人を現状維持（17%）する
- ・ 大腸がん・肺がんの標準化死亡比（SMR）を低下させる。
- ・ 地域の見守り活動が組織的にできる地域を10地区形成する。
- ・ 介護保険サービス事業者への業務自己評価実施報告を実施する。
- ・ 要介護者を持つ家族の介護負担が減少する施策づくり

### (3) 重点課題とその取り組み

2つの政策目標を達成するために重点課題を7つに整理しました。その中でも「地域の見守り支援活動の強化」を最重点課題として取り組んでいきます。

#### ① 地域の見守り・支援活動の強化

- 近隣ネットワークへの支援
- 地域介護力の強化
- 地区組織への支援
- ボランティア活動への支援
- 福祉教育の促進

#### ② 介護予防の推進

- 痴呆予防対策
- ねたきりの予防対策強化

#### ③ 地域ケア体制の整備

- 在宅介護支援センターの活用
- 総合相談及び苦情窓口の充実
- 生活支援サービスの充実
- 介護保険サービスの整備及び質の向上
- 家族支援対策の充実

#### ④ 重点疾患対策強化

- 高血圧の予防
- 脳血管疾患の予防
- がん予防対策

- ⑤いきがい対策の充実
  - 高齢者の仲間づくり活動の促進
  - 世代間交流の促進
- ⑥安心安全な地域環境の整備
  - 生活支援ハウスの整備
  - バリアフリー対策
  - 交通安全及び防犯防災対策
  - 緊急通報サービスの検討
  - 悪徳商法対策
- ⑦就労対策の推進
  - シルバー人材センターの設置

(老人保健福祉計画概念図参照)

## Ⅱ・重点課題とその具体的対策

### 1. 地域の見守り・支援活動の強化

高齢者世帯の多い当町にとって、地域の見守り体制が毎日の生活の中に息づいていくことは、高齢者が生き生き活躍するための最重要課題として、見守り体制の強化に取り組んでいきます。

#### (1) 近隣福祉ネットワーク事業

一人暮らしの高齢者を住みなれた地域社会で、地域住民の互助により高齢者を支える方式として、ボランティアや地区組織・関係機関等を活用する地域高齢者福祉ネットワーク事業についても、その導入について検討します。具体的には、一人暮らしの高齢者等に対して、民生委員との協力の下、ボランティアや地域女性会(在宅福祉アドバイザー)等地区組織の会員が、見まわり・声かけ等を行うものであり、一人暮らしの高齢者の安否確認や閉じこもり防止等に資することが期待されます。

平成15年度はモデル事業として立ち上げ徐々に地域に広げていきます。

#### (2) 緊急通報システム

緊急通報システムは、近隣福祉ネットワークを設備面でフォローアップする安心安全な生活環境を整備する対策として進めます。

(近隣福祉ネットワーク概念図参照)

#### (3) ボランティア活動への支援

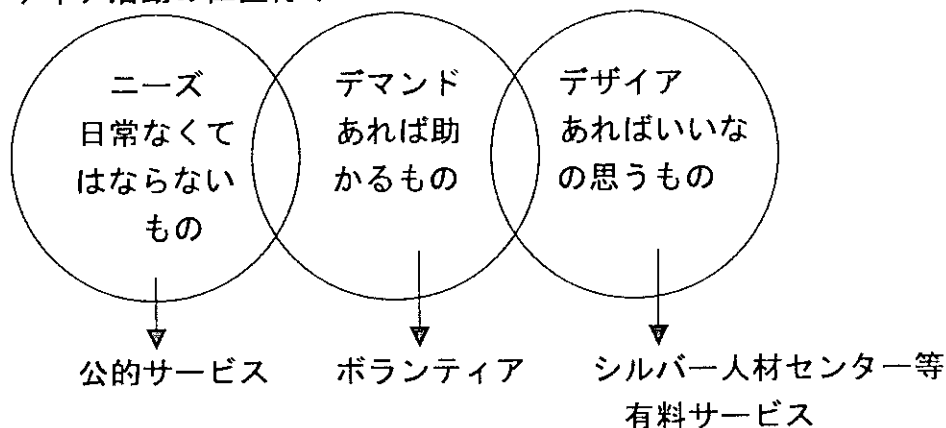
在宅福祉サービスが整備され充実するに伴い、公的サービスへの協力や行政でカバーできないきめ細やかなボランティア活動は、在宅福祉推進の上で必要不可欠なものです。

本町でのボランティア活動の取り組みは、昭和60年に社協が法人化されてからの取り組みでした。地域住民のボランティアに関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成援助を行い、本町社会福祉の増進に資することを目的に実施してきました。また、平成9年度から3カ年、国の指定を受けて「ボランティアセンター活動事業」に取り組んできました。現在、情報誌の発行や各種ボランティア講座・教育活動のほか、社会人の体験事業、緊急災害ボランティア育成

事業に取り組んでいます。当初は、女性会（婦人会）や青年団など、既存団体を対象とした、環境整備や高齢者訪問等が中心でその後、給食サービスや当事者団体活動の援助ボランティア、近年では、各団体や各ボランティア講座等の修了者（活動家）を中心とした、音声訳やレクリエーションボランティアなど本町のニーズにあった機能的な集団も下記の通り育成されつつあります。今後は、この団体の横の連携を深めるための定例会や、ボランティア活動に関する研修会等も開催し内容の充実を図ると共に、子供たちをも巻きこんだ活動を展開し福祉教育へも寄与していきます。

団体名	活動内容
JA いきいき部会	洗濯・ミニデイ開催
ニコニコグループ	レクリエーション
エコーせせらぎ	聴覚障害者のための音声訳
町商工会青年部	草払い・草むしり
町連合青年団	草払い・草むしり
ふすま張り隊	ふすま張り

図1：ボランティア活動の位置付け



#### (4) 家庭介護教室事業

地域の介護力を強化するために公民館単位で介護教室を実施します。内容は、制度説明・介護方法・施設見学となっています。現在までに6集落で実施しています。今後も年間2～3地域で実施していきます。

## 2. 介護予防の推進

高齢者が健康を保持し、要介護要支援状態にならないために以下の事業を展開し、生き生きとした高齢者を増やしていきます。

### (1) 生きがい対応型デイサービス

高齢者の社会的孤独感の解消や、自立生活の助長を図るため、デイサービスセンター施設を活用し、利用者のニーズや身体状況に応じて創作活動や趣味活動、日常動作訓練等を行う、生きがい対応型デイサービスの促進を図ります。

### (2) 機能訓練B型（ねっかいよろ会）

高齢者が介護を必要となる状態へ移行することを予防し、生きがい対策を含んだ内容となるよう工夫していきます。

実施会場は5ヶ所の集落センターで毎月1回実施します。運営にあたるボランティアの教育・支援を通じて壮年期者への介護予防にもつながるよう配慮します。

	平成13年度実績		平成19年度目標
実施回数	54回	→	60回
参加延人数	1518人		1680人
実施個所数	9		5

### (3) 介護予防教室

地域のニーズに応じて単に健康づくりだけでなく生活に密着した学習やレクレーションを主体に、高齢者の生活意欲の向上に寄与します。

これまでに取り上げたテーマ

- ・ 県民健康プラザの利用による体力測定
- ・ 薬草講座
- ・ バリアフリー
- ・ 成年後見制度と遺言書
- ・ 地域リハビリのすすめ
- ・ 映画鑑賞
- ・ 交通教室
- ・ 入れ歯の手入れ
- ・ 食生活改善講座

### 3. 地域ケア体制の整備

#### (総合的なサービス提供システムの構築)

高齢者が、住み慣れた家庭や地域において、家族や隣人とともに安心して生活できる環境づくりを図るためには、誰でも、いつでも必要とする保健・医療・介護・福祉サービスが適切かつ総合的に受けられる体制づくりとともに、地域全体が、高齢者やその家族を支援していくシステムづくりが課題となっています。

そのため、保健・医療・福祉の機能が有機的に連動し、対象者にとって最も適したサービスが継続的かつ効率的に提供されるよう、関係機関におけるネットワークを確立し、地域ケア会議や高齢者サービス調整チームと連携を図りながらサービスの総合調整を図る必要があります。

また、介護保険及び公的サービスと合わせ、社会福祉協議会や関係団体、ボランティア等による、地域に密着した住民組織を育成し、ネットワークを構築し、公的サービスと連動したきめ細やかなサービスの提供に努めます。

(地域ケア概念図参照)



## 1) 地域ケア体制構築のための保健福祉介護医療の連携について

### (1) 地域ケア会議(在宅介護支援センターの活用)

要介護状態を予防する介護予防に対する取り組みについては、現在各サービスのそれぞれのサービス機関において連携しながら提供されてきました。しかし、総合調整を定期的実施する機会としては、介護保険制度連絡調整会議作業部会のサービス提供体制部会（行政・町立病院・社協・銀河の里の実務担当者レベル会議）である地域ケア会議を利用してきたものの、現実的には介護サービス利用者等の処遇困難ケースの検討になっていました。

そこで今後はその機能を市町村高齢者調整サービスチームへ移行し、地域ケア会議では介護予防活動の総合調整・個別調整を主とし在宅介護支援センターの介護予防プランに基づく各サービスの提供が実施されるように機能していきます。

また、学習の場としての機能も備え保健福祉に関わる研修会の実施を行っていきます。

設 置 年 度	平成 11 年度
構 成 メ ン バ ー	保健師、在宅介護支援センター、生活支援ホームヘルプ担当者、生きがい対応型デイサービス指導員、機能訓練B型担当看護師、移送サービス担当者等 必要に応じて、社会福祉協議会関係者・老人福祉施設関係者・町立病院関係者
具体的な事業内容	①介護予防プランの検討 ②保健福祉サービスに係わる研修

### (2) 市町村高齢者サービス調整チーム

要介護高齢者に対する総合的なサービスを円滑に提供していくためには、各情報に基づき、保健・医療・福祉等のサービスを総合的に調整する機能が最も重要となります。

高齢者サービス調整チームは、保健・医療・福祉関係者により、養護老人ホーム等の高齢者福祉施設への入所をはじめとする処遇方針の検討や介護保険利用者の障害者支援サービスとの併用や成年後見人制度利用等に関わる処遇困難ケースの対応が必要となります。

そのため、保健・医療・福祉関係の実務者レベルによる定期的なケース

カンファレンスの開催に努め、処遇方針の向上を図るとともに、関係機関におけるサービス提供及び情報のネットワークを確立するように努めます。

設 置 年 度	平成5年度
構 成 メ ン バ ー	市町村担当(老人福祉・保健・医療・介護)、保健師、ホームヘルパー、医師・在宅介護支援センター、社協関係者、老人福祉施設関係者、民生委員、学識経験者
具体的な事業内容	①入所判定委員会 ②介護・福祉サービス等の利用に関わる個別調整 ③成年後見制度利用支援に関わる個別調整

#### (4) 保健福祉従事者研修会（事業者連絡会等への研修会）

保険事業従事者、在宅介護支援センター等福祉活動従事者をはじめ、指定居宅介護支援事業者、指定居宅介護サービス提供事業者及び指定介護保険施設等を対象として、事業者間及び行政等との情報交換や連絡調整、又各種問題への対応等について連携して町民の多様なニーズに効率的に対応することができるよう研修を行います。また、大学の公衆衛生学教室などの学識経験者による地区診断をふまえ、圏域ごとにも同様な組織が設置されているため、その組織との連携や整合性を図った研修会を進めていきます。

## 2) 地域ケア体制を支える事業について

### (1) 生活支援型ホームヘルプサービス

介護保険において、「自立」と判定された者に対し、居宅での自立した生活を送るのに必要な支援・指導を提供することも必要です。

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の一人暮らし高齢者の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止する事業を行います。

### (2) 高齢者等訪問給食事業

社会福祉協議会の独自事業として週1回1食の実施を継続します。また、

定期的にニーズ調査を今後も行ない、内容の改善に努めていきます。

### (3) 外出支援サービス事業

地域性として集落間の距離が長く公共機関が少ないことを考慮し、移送用車両により、生きがい活動支援事業を提供する場所等への移動の確保を行います。(生きがい対応型デイサービス送迎)

また、平成14年度より社会福祉協議会において介護予防生活支援事業として実施する医療機関への送迎サービスと共に、社会福祉協議会の独自事業として実施する買い物レクリエーション支援のための移送サービスを展開しています。

歩行困難・公共交通機関のない僻地居住者を対象としており、介護保険を支える保険対象外サービスとしての位置づけも大きく、今後ニーズが高いと見込まれます。

### (4) 町民福祉手当

寝たきり痴呆等老人、重度心身障害者、障害児を介護するものについて町民福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ります。月額5,000円支給。支給額については、県内市町村との均衡を図ります。

### (5) 高齢者地域支援体制整備・評価事業

生活上のあらゆる心配ごとの相談に応じ社会資源を効果的に活用して、適切な助言・指導を行い、その福祉の増進を図ります。

### (6) 寝具乾燥サービス

寝具類の衛生管理が困難な者に対し、寝具類の水洗い及び乾燥消毒のサービスを行う事業として平成14年度から取り組んでいるが、この事業の目的等を今後も十分周知させた上で衛生的な環境を整えるための支援として実施していきます。

### (7) ふれあいバスの運行

企画調整室の主管により、生活支援及び医療受診のために民間のバス会社に委託し町内運行のバス路線を確保しています。今後も継続していきます。

## 3) その他関係機関との連携について

### (1) 近隣市町等との連携

介護保険事務や基盤整備等について、近隣市町村、肝属介護保険事務組合及び県等との連携を深め、確実かつ効率的な事務運営の確保に努めるとともに、可能な範囲で同一歩調による事務処理を行っていきます。

### (2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会においては、介護保険事業の要である居宅支援事業所・訪問介護事業所としてサービスの一端を担っているだけでなく、在宅介護支援センター・福祉サービス利用支援事業・高齢者地域支援体制整備・評価事業の実施主体など地域福祉の担い手として大きな役割ももっています。

また、社会福祉協議会は、住民が主体となり、地域における福祉問題を自らが考え、解決していくための自主的組織であり、高度化、多様化する高齢者ニーズを的確にとらえ、自らの企画により、公的サービスを補完する独自のサービスの展開と、民生委員、ボランティア、その他関係団体の中核として、地域における高齢者及びその家族の生活を支援するためのネットワークづくりが期待されています。そのため、本町としても社会福祉協議会の組織体制強化への支援に努めるとともに、情報も共有化を図り、福祉活動を推進していきます。

### (3) 民生委員児童委員協議会との連携

民生委員については、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の生活状態や福祉ニーズを把握し相談や助言を行うとともに、町民と関係機関のパイプ役として、行政の福祉施策に協力し、社会福祉協議会と密接に連携し、その機能を助けることを目的としており、38の振興会に対し22名の民生委員が配置されています。

今後、地域の福祉活動を推進し、高齢者を支えるネットワークを形成する上で、民生委員はその中核として活躍が期待されており、今後も相互の情報交換を行うとともに、事例研究等を開催し、緊密な連携を図っていきます。

## 4. 重点疾患対策強化（老人保健サービス）

老人保健サービスでは疾病（特に生活習慣病）の予防と、寝たきりなどの介護状態になることの予防を通じ、「健康日本 21 計画」の目標である健康寿命の延伸を図ることを重点的な目標としています。

生活習慣病の予防については、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧、高脂血症を重点的に対策を講じることが必要な疾患と位置付け、これら重点対象疾患を予防する観点から、壮年期以降における食生活、運動、喫煙の生活習慣の改善への取り組みを強化します。

### （1）健康教育

#### ① 集団健康教育

生活習慣病の予防および介護を要する状態になることの予防について正しい知識の普及を図るとともに、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高めていくよう、適切な指導や支援を行っていきます。口腔衛生指導についても健康教室や機能訓練などにおりこんでいきます。

#### ② 個別健康教育

個別健康教育は、疾病の特性や個人の生活習慣などを具体的に把握しながら、対象者と 1 対 1 で継続的に実施する健康教育です。

高血圧、高脂血症、糖尿病、喫煙の内、本町の重点疾患としている高血圧、高脂血症について取り組んでいきます。

平成 19 年度目標		
集団健康教育		年 50 回
個別健康教育	高血圧	年 3 人
	高脂血症	年 2 人

### （2）健康相談

健康相談は、基本健康診査報告会後や健康教育の際に心身の健康に関して総合的に指導助言していきます。

平成 19 年度目標	
総合健康相談	年 15 回

### (3) 健康診査

本町は、生活習慣病のうち高血圧、脳卒中、肺がん、大腸がんを重点疾患にあげています。

健康診査では、この重点疾患の早期発見を図るとともに、栄養や運動などに関する保健指導の必要な方に対して健康な生活習慣の獲得となる動機付けに努めます。また、受診者の固定化がみられることに対しては、これまでも日曜検診等の設定等工夫してきましたが、今後も40・50歳の節目検診などの導入により受診者の拡大を図るとともに、潜在している歯周疾患について検診体制の整備に取り組んでいきます。

検診の種類	対象者	H14年度対象者数	H14年度受診者数	H14年度受診率
基本	40歳以上	2107	526	25%
胃がん	40歳以上	2292	385	16.8%
子宮がん	30歳以上	1278	187	14.6%
肺がん	40歳以上	2300	548	23.8%
乳がん	30歳以上	1298	228	17.6%
大腸がん	40歳以上	2300	302	13.1%
骨粗鬆症	40～59歳の女性	516	129	25%
歯周疾患	40・50歳	未実施		

\*乳ガン検診については隔年実施のため平成13年度実績



検診の種類	対象者	H19年度対象者数	H19年度受診者数 (目標)	H19年度受診率 (目標)
基本	40歳以上	1455	436	30%
胃がん	40歳以上	1435	344	24%
子宮がん	30歳以上	690	138	20%
肺がん	40歳以上	1455	500	34%
乳がん	30歳以上	690	180	26%
大腸がん	40歳以上	1435	215	15%
骨粗鬆症	40・50歳の女性	40	11	28%
歯周疾患	40・50歳	66	8	12%

#### (4) 訪問指導

訪問指導は、重点疾患である高血圧、脳卒中、肺がん、大腸がんの予防及び保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図ることを目的として行います。

対象者は、検診の要指導者や、介護予防の観点から支援が必要な高齢者（独り暮らし、閉じこもり、寝たきり、痴呆症の高齢者で、介護保険以外のサービスに関わる調整が必要な方）、及び介護に携わる家族です。

対象者	H19 年度目標量
健康診査受診後の要指導者で、結果報告会などを受けない方	年 1 回 延べ 38 人
個別健康教育受講後の定期的な指導が必要な方	年 2 回 延べ 2 人
独居老人や閉じこもり	年 2 回 延べ 24 人
家族の介護に携わる方	年 1 回 延べ 5 人

#### (5) 組織の育成

保健サービスの充実を図るため、食生活改善推進協議会やレクリエーションボランティアの育成に努めます。

## 5. 生きがい対策の推進

### (1) 老人クラブ連合会等への支援

人生 80 年時代を迎え、高齢者が健康で生きがいを持って積極的に社会参加するためには、今まで培ってきた豊かな経験と知識に加え、日々変化する社会情勢に、的確に対応する能力を養うとともに、趣味やスポーツを通じて、心身の健康の維持増進と豊かな人間関係を築きあげることが必要です。

そこで、高齢者が培ってきた長年の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのため、多彩な社会活動のため、多彩な社会活動を行っている老人クラブ及び高齢者の幅広い社会活動促進のための諸事業を老人クラブ活動を通し実施しています。

今までの事業運営は、行政主体の運営でしたがここに来て、老人クラブ主体の運営がなされつつあります。しかし、加入率が 35%弱なので、新加入者に老人クラブの目的等を理解していただき、加入率の向上を図ります。

#### 現在の取り組み状況

事業名	事業概要
老人クラブ育成事業 町老連育成事業	各地域単組活動のみでなく、連合会の中に、保健体育部・文化研修部・女性部・交通安全推進部を置き自主活動を展開している。 グランドゴルフ、ゲートボール、スポーツ大会、ボランティア活動、リーダー研修会、花いっぱい運動、学習会、社会奉仕の日 雑巾を作成（小中学校等に配布）
高齢者の 生きがいづくり事業	世代間交流等

また、共通の趣味を持つ者同士が、世代間を越えて交流を図れるよう、サークル活動への支援及び指導者の育成を図ります。

さらに高齢者が、生涯健康で生活できるよう、健康教育を通じて食生活や生活習慣の改善を推進するとともに、ゲートボールやグランドゴルフ、軽スポーツ大会、友愛訪問等日頃から積極的に活動できるシステムづくりを支援します。



## (2) 高齢者学級について

平成9年度より、社会教育課を主管課として、地域社会の中で高齢者が学習し活躍できる場の提供を目的とし内之浦地区・岸良地区に分かれて実施している事業で130名程度の参加があります。仲間とのつながりを持ちつづけることで生活に変化が生じ、若々しさを保ち続けられ、青少年との交流等生きがいに寄与しています。

そのため広報紙を通じて各種情報の提供に努めるとともに、老人クラブによるクラブ員以外を含めた継続的な学習活動への取り組みを支援し、誰でもが自分の能力に応じて気軽に学習できる体制づくりに努めます。

事業概要
①高齢者の生きがいづくり・交流の場の提供(レクリエーション大会等)
②子供との交流活動(昔の遊具づくりの伝承)
③健康維持及び時事問題の学習

## (3) 伝統芸能伝承に関する支援

南方棒踊り・岸良棒踊り・神舞の伝統団体に社会教育課では伝統の継続支援と世代間交流を目的とし補助を行っています。実際の小中学校の体育祭等で実施されています。

今後も実施し、生きがいに寄与します。

## 6. 安心安全な地域環境の整備

### (1) 生活支援ハウスの整備

- 一人暮らしの高齢者の増加等に伴う入所需要の増大に対応するとともに、特別養護老人ホーム等の入所者で、介護度が軽減したものの受け皿として、デイサービスセンターやヘルパーステーション等を併設した生活支援ハウスを整備します。
- 生活支援ハウスの整備にあたっては、地域の入所需要を踏まえながら、広域的な観点に立ち、それぞれの関係機関とのバランスを総合的に判断して、計画的な整備を促進します。

### (2) 高齢者の利用しやすい公共施設等の整備

高齢化の進展とともに、身体的ハンディを持つ高齢者の増加が見込まれており、これら的高齢者や障害者が、車椅子等の補助器具を利用して容易に社会活動に参加していくためには、本人の自立意識に加え、これらに配慮した社会資本の整備が必要となります。

そのため、今後の道路の公共施設等の整備にあたっては、高齢者や障害者の身体的機能に配慮した施設の整備を推進するとともに、既存の施設についても、極力段差の解消やスロープ化等の改善を関係課と共に検討していきます。また、民間の公共的役割を担う施設についても、高齢者等に配慮した施設の整備や改善を促進し、官民一体となって高齢者にやさしい町づくりを推進します。

#### <現在の取り組み状況>

事業概要
事業としてはないが、町で建設した国民宿舎温泉センター、叶岳公園等、階段のスロープ化や手すりの設置、障害者用のトイレの設置がされている。

### (3) 住宅対策

町営住宅の整備については、現在若年層の定住を目的として推進していますが、今後は、在宅生活を希望する高齢者が増加するため、町営住宅についても入居希望が多くなっていることが見込まれています。そのため、今後、町営住宅の整備にあたっては、高齢者を配慮した構造の整備に努めます。

#### (4) 高齢者の交通安全対策

平成11年度に高齢者の死亡事故が発生してから、総務課により高齢者宅訪問指導事業を実施しています。これは、高山地区交通安全協会内之浦支部の婦人部が高齢者宅を2名1組で巡回するもので、歩行時や自転車利用時における反射材の普及促進や家庭における交通安全意識の高揚を図っています。この事業を実施してからは死亡事故の発生はないが、軽度の接触事故は多発していることから、今後はこの事業のほかに警察及び交通安全協会と連携し、各集落・老人クラブ等の地域組織を対象とした法令講習の実施を検討していきます。

#### (5) 高齢者の防犯防災対策

防犯対策としては、肝属東部防犯組合連合会の事業の一環として、安全で住みよい地域社会の実現を目指す目的で「やぶさめ防犯キャンペーン」及びゲートボール大会を実施しています。事業内容としては、高山町で実施される「やぶさめ祭り」の際、地域住民代表による犯罪追放決議文の読み上げと馬上から犯罪追放の「的」を射抜き、地域の安全祈願をするというキャンペーンと、関係機関とのゲートボール大会です。

防災対策としては、大隈肝属地区消防組合内之浦文書が実施している火災予防ゲートボール大会と独居老人査察があります。火災予防ゲートボールは、防火講話や消火器の取り扱い訓練を行うとともに、町内の老人クラブ対抗のゲートボール大会を行い防火意識の高揚を図ることを目的としています。「独居老人査察」は、平成13年4月に策定した「住宅防火基本指針」に基づき、高齢者等を中心とする死者の発生を大幅に減少させることを目指すものです。内容としては、住宅の防火診断を実施し火の取り扱いにかかわる注意指導を行っています。

しかし、いずれの事業についても年に1~2回しか実施していない現状です。そこで効果的な事業の実施にしていくために、年間を通じた活動へ転換していく必要があります。そのために関係機関と協議し、近隣福祉ネットワークとの連動や各地区組織との連携により年間を通じて防犯防災意識を高める活動を実施できるよう協議していきます。

(6) 高齢者の消費者対策

高齢者を対象にした訪問販売等の悪徳商法の被害を食い止めるために消費者相談に関する広報を行ったり、役場経済課において、随時相談を受け手続き等の指導を行っています。

(7) 成年後見制度利用支援事業

福祉サービスが本人の意思を尊重し「措置制度」から「契約制度」へ移行するとともに、判断能力が低下している高齢者の契約等を補佐する制度として成年後見制度があります。しかし、当町のように低所得者の多い町においてはその利用について経費の支払いができないものも多く、制度の普及についても困難な状況がありました。

そこで平成 14 年度より成年後見制度利用支援事業を導入し、司法書士会の後見センターである「リーガルサポート」や社会福祉士会の後見センターである「ばあとなあ」の協力を得ながら、民生委員や居宅支援事業者・福祉サービス事業者等への普及活動や住民に対する普及活動を行っています。

また、低所得者の申し立てについては、助成制度を整備していますが現在のところ利用はありません。しかし具体的な申し立てに向けての相談は数件あり、今後利用が多くなると見込まれます。